

収穫の喜びを実感しませんか

HP 18210

## 市民農園「みなくるファーム」利用者募集

休日や余暇を利用して「農ある暮らし」を実践する中で、収穫の喜びを実感しませんか。

- 日 5月～10月末日(畑の状況により変更あり)
- 📍 みらい農業センター敷地内
- 対 町内在住の方
- ¥ 1区画3,000円(1年間)  
※利用は1世帯当たり1区画に限ります。  
※使用料が前年から変更となっていますのでご注意ください。
- 申 3月2日(月)～31日(火)までの間に次のいずれかの方法で申請書を提出してください。

**提出先**

- ①町HPから電子申請
- ②みらい農業センター(持参、郵送いずれも可)  
[住所]美富29番地の1 ※郵送は3月31日(火)必着
- ③役場農政G(2階窓口10番)へ持参

**申請書配布場所**

みらい農業センター、役場農政G、町HP(ダウンロード)

**募集区画**

60区画(1区画 約50㎡)

**その他**

- 応募者多数の場合は抽選となります。
- 畑起こし及び整地はみらい農業センターで行います。
- 草取り等の管理は各自で責任を持って行っていただきます。
- 営利目的及び、多年生作物は栽培できません。



電子申請は  
こちらから

問 みらい農業センター ☎ 75-2324

英語力向上と視野が広がります

HP 10934

## ニュージーランドへの短期留学生(高校生)を募集します

友好姉妹都市ニュージーランド・ケンブリッジへの短期留学生(高校生)を募集します。



対 町内在住で町外の高校に通っている生徒

定 2名

申 次のいずれかの方法で申し込み

- (1)下の①～③を町民活動G(窓口1番)へ持参(メール提出可)
- ①申込書(町民活動G窓口で配布。町HPからもダウンロードできます)
- ②留学を希望する動機や目的等(800字程度)
- ③本人の顔写真(データ可)
- (2)右の二次元コード(入力フォーム)に必要事項を入力し、作文・顔写真を添付のうえ申し込み

✉ tyoming@town.bihoro.hokkaido.jp

✂ 3月31日(火)

留学期間 7月27日(月)～8月16日(日)(予定)

※夏休み期間を利用し、3週間の短期留学となります。

**留学先**

ニュージーランド・ケンブリッジ高校  
※滞在は、ホームステイとなります。

**留学費用**

渡航費用の3割は保護者負担となります(15～20万円程度を予定)。

授業料及び渡航費用の7割は町で負担します。事前の準備にかかる費用やお小遣い等は個人負担となります。

**留学生の決定**

申込者の中から選考し、決定者にご連絡します。

申込者数により、面接を実施する場合があります。



問 町民活動課 町民活動G ☎ 77-6537

互いに助け合いよりよい生活に

HP 11152

## 自治会に加入しましょう!

**主な自治会の活動**

- 防犯・防災・交通安全  
地域の安心安全のため、子どもの見守りなど様々な啓発活動を行っています。
- 環境美化  
一斉清掃や花壇整備など身の回りをきれいにする活動を行っています。
- 社会福祉活動  
高齢者への声かけ、食事会など高齢者の交流の場づくりや、地域の親睦を図るためイベントやお祭りを開催しています。
- 情報発信  
自治会からのお知らせや町の広報誌など暮らしに必要な情報をお届けしています。

**自治会の加入方法**

自治会長や担当役員に連絡するか、役場町民活動課町民活動Gでも手続きができます。

自治会長の連絡先を知りたい場合は下記の問い合わせ先までご連絡ください。



問 町民活動課 町民活動G(窓口1番) ☎ 77-6537

小・中学生の保護者の皆様へ

HP 18240

## 就学援助のお知らせ

小学校・中学校に通うお子さんがいるご家庭で、経済的な理由によって就学が困難と認められる場合に、学用品費や給食費の一部などを援助しています。

対 次のことを参考に関係機関と協議のうえ、教育委員会が認定します。

- ①生活保護が停止または廃止となった世帯
- ②町民税が非課税の世帯
- ③税金が減免されている世帯
- ④国民年金掛金が半額以上免除されている世帯
- ⑤ひとり親家庭で児童扶養手当が支給されている世帯
- ⑥前年の所得が低い世帯 など

申 1学期開始後、学校から配付される申請書を期日までに提出してください。

※小学校と中学校の両方にお子さんがいる世帯は中学校へ1枚のみ提出してください。

※小・中学校の新1年生を対象とした入学準備金を申請された方も、4月に改めて申請していただく必要があります。



問 学校教育課 学校教育G(2階窓口18番) ☎ 77-6557

引っ越しの際には

## 水道のお手続きを忘れずに!

3月は卒業や転勤など慌ただしい時期です。お引越しをされる場合は、住民票の異動だけでなく、水道の手続きも忘れずに行ってください。

**1週間前までに手続きを**

**使用開始・使用中止**

どちらも窓口・電話連絡で手続きができます。※すでに水が出ている場合も必ず届け出をお願いします。※使用中止の手続きを忘れてしまうと、基本料金が発生したままになります。

問 上下水道課 営業G(2階窓口14番) ☎ 77-6554

血液が不足しています

HP 11969



## 献血にご協力ください!

移動献血車「ひまわり号」が来町します。輸血を必要としている方のために、ぜひ皆様のご協力をお願いします。

実施日	時間	場所
3月9日(月)	9:30～12:00	北洋銀行美幌支店
	13:30～14:30	美幌消防署
	15:00～16:30	国保病院

※検査結果などによっては、献血にご協力いただけない場合があります。

問 社会福祉課 民生障がい福祉G ☎ 77-6539

ご確認ください

HP 6956

## マイナ保険証か 資格確認書はお持ちですか?

昨年12月1日に、すべての保険証が有効期限を迎えています。会社の健康保険に加入されている方も、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方も、既にマイナ保険証か資格確認書がお手元にあることをご確認ください。

暫定措置として、有効期限が切れた保険証を利用して今までの自己負担で受診可能でしたが、この措置も3月31日で終了します。

**いま一度確認してください**

**マイナ保険証をお持ちの方**

「資格情報のお知らせ」が交付されています。

「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等は受診できません。必ずマイナ保険証を持って医療機関へ受診してください。

**マイナ保険証をお持ちでない方**

「資格確認書」が交付されています。

「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」は、加入している保険者から交付されています。会社の健康保険に加入の方は勤務先や保険団体(協会けんぽ、国保組合など)から、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入の方は役場から交付されます。

問 戸籍保険課 医療給付G ☎ 77-6533